二十一歳以	齢が二十一歳以
二十一歳未	齢が二十一歳未
三月までに事院がこれ者	度の三月までに人事院がこれめる者
した者及び高等専門学院がこれら	卒業した者及び又は高等専門学人事院がこれる者
校又は中等して五年をまでに高等みの者	
める者	
十歳未満の及び人事院	
十歳未満のなくなった	
十歳未満のなくなった	
七歳以上二	
十歳未満の及び人事院	
める者	
校又は中等して五年をまでに高等みの者	
める者	
十歳未満の及び人事院	
校又は中等して三年をまでに高等みの者	
める者	

に改め、同表航空保安大学校学生採用試験の項の次に次のように加える。

を

航空管制官採用試験		次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに(2)に掲げる者と同等の資格があると認める者
気象大学校学生採用試験		次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して二年を経過していない者及び試験年度の三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 ロ　人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

別表第三中

海上保安学校学生採用試験 気象大学校学生採用試験	全ての区分試験	次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日において高等学校を卒業した日の翌日から起算して二年（採用試験が同一年度に二回行われる場合にあっては、一年）を経過していない者及び試験年度の三月（採用試験年度に二回行われる場合における初回の採用試験については、九月）までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 ロ　人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
		次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日において高等学校を卒業した日の翌日から起算して二年を経過していない者及び試験年度の三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 ロ　人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者